

宇部工業高等専門学校学則

昭和37年4月1日

制 定

改正	昭和38年 1月23日	昭和41年 4月 2日
	昭和44年 3月 7日	昭和47年 6月 1日
	昭和50年 4月 1日	昭和51年 4月 1日
	昭和52年 3月 8日	昭和52年 7月 8日
	昭和53年 4月 1日	昭和54年 3月 2日
	昭和54年 6月 4日	昭和54年12月18日
	昭和55年 3月22日	昭和57年 1月28日
	昭和61年 4月 1日	昭和62年 3月 2日
	昭和63年 1月 5日	昭和63年 4月 1日
	平成元年 4月 1日	平成元年 9月 1日
	平成 2年 4月 1日	平成 3年 3月 6日
	平成 3年 4月 1日	平成 3年 7月 9日
	平成 4年 4月 1日	平成 4年12月 8日
	平成 5年 1月12日	平成 5年 2月 9日
	平成 6年 2月 8日	平成 8年 2月16日
	平成 9年 1月22日	平成 9年 4月 1日
	平成11年 4月 1日	平成12年 4月 1日
	平成13年 4月 1日	平成15年 4月 1日
	平成15年 8月 1日	平成16年 3月 9日
	平成17年 3月 8日	平成17年 7月12日
	平成19年 1月16日	平成20年 2月12日
	平成20年 8月11日	平成21年 1月13日
	平成22年 1月12日	平成23年 1月11日
	平成23年 8月12日	平成24年 8月 7日
	平成24年12月11日	平成25年 8月 6日
	平成25年12月10日	平成26年 5月13日
	平成26年 8月 5日	平成27年 1月 6日
	平成27年 8月 4日	平成28年 1月18日
	平成28年 5月13日	平成28年 8月 2日
	平成29年 2月 7日	平成29年 8月 1日
	平成30年 2月 6日	平成31年 1月15日
	平成31年 2月 5日	令和元年11月12日
	令和 2年 3月10日	令和 2年 3月19日
	令和 2年 4月14日	令和 2年 5月12日
	令和 2年 6月 9日	令和 2年 9月 8日
	令和 3年 1月25日	令和 3年 3月 8日
	令和 3年 8月10日	令和 4年 4月12日
	令和 6年 1月 9日	令和 7年 7月 8日

第1章 目的

(目的)

第1条 宇部工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、教育基本法の精神にのっとり、学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

2 本校は、前項の目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第1章の2 自己評価等

（自己評価等）

第1条の2 本校は、その教育水準の向上を図り、高等専門学校の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本校は、前項の点検及び評価の結果について、本校の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

3 前2項に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 修業年限、在学年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

（修業年限）

第2条 修業年限は、5年とする。

（在学年限）

第2条の2 在学期間は、前条に規定する修業年限の2倍を超えることはできない。

なお、第19条の規定により入学した者にあつては、最短で修業する年数の2倍を超えることはできない。

2 第19条の2及び第26条第2項の規定により入学した者の転入学前及び退学前の在学期間は、第1項に定める在学期間に算入する。

（学年）

第3条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

（学期）

第4条 学年を分けて次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から3月31日まで

2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

3 前学期の前半を第1学期、後半を第2学期、後学期の前半を第3学期、後半を第

4 学期とし、各学期の始期及び終期については別に定める。

- 4 校長が必要と認めるときは、第1項に定める前学期の終了日及び後学期の開始日を変更することができる。

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別に必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることがある。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- (2) 土曜日及び日曜日
- (3) 夏季休業
- (4) 冬季休業
- (5) 学年末休業

- 2 前項第3号から第5号に規定する休業日の終始及び臨時の休業日は、校長がその都度定める。

(授業終始の時刻)

第6条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第3章 学科、学級数、入学定員、収容定員、教育研究共同利用施設及び職員組織 (入学定員、収容定員及び学級編成)

第7条 学科、学級数、入学定員、収容定員及び学級編成は、次のとおりとする。

学 科	学級数	入学定員	収容定員
機械工学科	1	40人	200人
電気システム工学科	1	40人	200人
制御情報工学科	1	40人	200人
物質工学科	1	40人	200人
経営情報学科	1	40人	200人

- 2 前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、異なる学科の学生をもって学級を編成することができる。

- 3 機械工学科に、第4学年から次のコースを設ける。

機械工学コース

知能機械システムコース

- 4 物質工学科に、第4学年から次のコースを設ける。

化学・生物コース

データサイエンスコース

- 5 前2項のコースの定員，選択及び決定方法等については，別に定める。

(学科の目的)

第7条の2 本校の学科の目的は，次のとおりとする。

学 科	目 的
機械工学科	工業製品の研究開発，設計，生産技術などに係わる実践的機械技術者を養成する。
電気システム工学科	スマートなエレクトロニクス社会を実現する技術者を養成する。
制御情報工学科	情報通信技術を駆使し，ロボットなどの動きを制御することができる実践的情報技術者を養成する。
物質工学科	化学工業又は生物工業における開発，生産などに係わる実践的技術者を養成する。
経営情報学科	経済社会と情報技術の発展に対応し得る実践的知識と技術を有する「経営のエンジニア」を養成する。

(図書館)

第8条 本校に，図書館を置く。

- 2 図書館に関する必要な事項は，別に定める。

(地域共同テクノセンター)

第8条の2 本校に，地域共同テクノセンターを置く。

- 2 地域共同テクノセンターに関する必要な事項は，別に定める。

(情報処理センター)

第8条の3 本校に，情報処理センターを置く。

- 2 情報処理センターに関する必要な事項は，別に定める。

(職員組織)

第9条 本校に，校長，教授，准教授，講師，助教，助手，事務職員及び技術職員を置く。

- 2 職員の職務は，学校教育法その他法令の定めるところによる。

第10条 本校に，副校長及び校長補佐（教務主事，学生主事及び寮務主事）を置く。

- 2 副校長は，校長の命を受け，校長を補佐するとともに，必要に応じて校長の代

理を務める。

- 3 校長補佐（教務主事）は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。
- 4 校長補佐（学生主事）は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。
- 5 校長補佐（寮務主事）は、校長の命を受け、学寮における学生の厚生補導に関することを掌理する。
- 6 校長が必要と認めた場合は、第3項から第5項以外の校長補佐を置くことができる。

第11条 本校に、庶務、会計、教務及び学生の厚生補導に関する事務を処理するため、事務部を置く。

第12条 前2条に規定するもののほか、本校の内部組織は、別に定めるところによる。

第4章 教育課程及び履修方法

（授業期間）

第13条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

（教育課程）

第14条 教育課程は、各授業科目を各学年に配当して編成し、学年ごとの授業科目及びその単位数は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

- 2 各授業科目の単位数は、30単位時間（1単位時間は、標準50分とする。）の履修を1単位として計算するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、本校が定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。
 - (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 4 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計は、60単位を

越えないものとする。

- 5 前3項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- 6 第1項に定める授業科目のほか、特別活動を90単位時間以上履修するものとする。

(授業の方法)

第14条の2 校長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 2 校長は、授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 3 校長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 4 前3項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(他の高等専門学校における授業科目の履修)

第14条の3 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 第1項に関し、必要な事項は、別に定める。

(高等専門学校以外の教育施設等における学修等)

第14条の4 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

- 2 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 第1項の規定は、第27条の2により留学を許可された外国の高等学校又は大学において履修する場合について準用する。この場合、認定することができる単位数は、前条及び第1項により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に関し、必要な事項は、別に定める。

(成績の評価)

第15条 各学年の課程の修了又は卒業を認めるにあたっては、学年の平素の成績を評価して行うものとする。

(原級留置)

第16条 前条の認定の結果、原学年にとどめられた者は、当該学年に係る教育課程を再履修するものとする。

第5章 入学、転科、休学、退学、転学、留学及び卒業

(入学資格)

第17条 本校に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校を卒業した者
- (2) 義務教育学校を卒業した者
- (3) 中等教育学校の前期課程を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (8) その他相当年齢に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学者の選抜及び入学許可)

第18条 校長は、入学志願者について、学力検査の成績、出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として入学者の選抜を行う。

2 校長は、前項の規定によるほか、入学定員の一部について、出身学校の長の推薦に基づき、学力検査を免除し、調査書等を資料として入学者の選抜を行うことができる。

3 校長は、前2項の選抜の結果に基づき、第30条に規定する入学料を納付した者及び入学料の免除若しくは徴収猶予の申請書を受理された者に対して入学を許可する。

(編入学)

第19条 第1学年の途中及び第2学年以上に入学を希望する者があるときは、校長は、その者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められ、かつ、教育上支障がない場合に限り、前条の規定に準じて、相当学年に入学を許可することがある。

(転入学)

第19条の2 他の高等専門学校から転学を希望する者があるときは、校長は、教育上支障がない場合に限り、選考の上、相当学年に転入学を許可することがある。

(誓約書等の提出)

第20条 入学を許可された者は、所定の期日までに本人と保護者等が連署した誓約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。

2 前項の手続を終了しない者があるときは、校長は、その入学の許可を取り消すことがある。

(転科)

第21条 転科を希望する者があるときは、校長は、選考の上転科を許可することがある。

(休学)

第22条 学生は、疾病その他やむを得ない理由により、3か月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて休学することができる。

第23条 休学の期間は、2年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、休学の期間の延長を認めることができる。

2 休学の期間は、通算して5年を超えることができない。

3 休学期間は、第2条に定める修業年限及び第2条の2に定める在学期間に算入しない。

(復学)

第24条 休学した者は、休学の理由がなくなったときは、校長の許可を受けて復学することができる。

(出席停止)

第25条 学生に感染症その他の疾病があるときは、校長は、出席停止を命ずることがある。

(退学及び再入学)

第26条 学生は、疾病その他やむを得ない理由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて、退学することができる。

2 前項の規定により退学した者で再入学を希望する者があるときは、校長は、選考の上、相当学年に入学を許可することがある。

(他の学校への入学、転学及び編入学)

第27条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(留学)

第27条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

2 校長は、第14条の4第3項の規定により単位の修得を認定した学生について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

3 前2項に関し、必要な事項は、別に定める。

(卒業)

第28条 全学年の課程を修了した者には、校長は、所定の卒業証書を授与する。

(称号)

第28条の2 卒業した者は、準学士と称することができる。

第6章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料等の額)

第29条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）の定めるところによる。

(検定料)

第29条の2 入学、編入学、転入学又は再入学を志願する者は、願書提出と同時に検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第30条 入学にあたっては、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

(授業料)

第31条 学生は、授業料年額を前期及び後期の2期に区分し、それぞれの期において年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。

2 前項の授業料は、前期にあつては5月に、後期にあつては10月に納付するもの

とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を、申出により併せて納付することができる。
- 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可されたときに、申出により納付することができる。

第32条 学年の中途において入学した者が前期又は、後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学の日の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月の末日までに納付するものとする。

第33条 学年の途中で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは授業料の年額の2分の1に相当する額の授業料を、退学する日の属する時期が後期であるときは、授業料の年額に相当する額の授業料を、それぞれ納付するものとする。

(寄宿料)

第34条 学寮に入寮している学生は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月まで、毎月その月分の寄宿料を納付しなければならない。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に納付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学生の申出又は承諾があったときは、当該年度内に納付する寄宿料の額の総額の範囲内で、その申出又は承諾に係る額を、その際納付することができるものとする。

(入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予)

第35条 校長は、次の各号の一に該当する者の入学料、授業料、及び寄宿料（以下、入学料等という）の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認められた者
- (2) その他やむを得ない事情があると認められた者

- 2 前項に規定する入学料等の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、独立行政法人国立高等専門学校における授業料、入学料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校規則第134号）に定めるところによ

る。

- 3 前2項に規定するもののほか、入学料等の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等の不返付)

第36条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は返付しない。ただし、第31条第3項の規定により授業料を納付した者が後期分の授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合並びに、第31条第4項の規定により授業料を納付した者が、3月31日までに入学を辞退した場合には、申出により当該授業料に相当する額を返付する。

- 2 第34条第2項により寄宿料を納付した者が退寮した場合には、申出により、その退寮した日の属する月の翌月分から当該寄宿料に相当する額を返付する。

第7章 学生準則及び賞罰

(学生準則)

第37条 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生準則を遵守しなければならない。

(表彰)

第38条 学生として表彰に値する行為があるときは、これを表彰することがある。

- 2 学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第39条 校長は、教育上必要があると認めたときは、学生に退学、停学、訓告その他の懲戒を行うことがある。ただし、退学は、次の各号の一に該当する者について行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(除籍)

第40条 次の各号の一に該当する者は、校長がこれを除籍する。

- (1) 長期間にわたり行方不明の者
- (2) 第2条の2に規定する在学期間を超えた者
- (3) 第23条に規定する休学期間を超えてなお修学できない者

- (4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (5) 第18条による入学料の免除を申請し、入学料の免除が不許可となった者若しくは半額免除の許可を受けた者又は入学料の徴収猶予を申請した者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

第8章 学寮

(学寮)

第41条 本校に学寮を設ける。

- 2 入寮を希望する者は、その理由を付して、本人と保護者等が連署した入寮願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 3 学寮の運営その他必要な事項は、別に定める。

第9章 外国人留学生

(留学生等)

第42条 外国人で本校の第2学年以上に編入学を志望する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生については、定員外とすることができる。
- 3 外国人留学生についての必要な事項は、別に定める。

第10章 研究生、聴講生、科目等履修生及び特別聴講学生

(研究生)

第43条 本校に特定の事項に関して研究を志願する者があるときは、校長は、本校の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生の取扱いについては、別に定める。

(聴講生)

第44条 本校に開設する授業科目の聴講を志願する者があるときは、校長は、本校の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

- 2 聴講生の取扱いについては、別に定める。

(科目等履修生)

第45条 本校所定の授業科目のうち1又は複数の科目の履修を志願する者があるときは、校長は、本校の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 第1項の科目を履修した場合は、単位を認定する。
- 3 科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

(特別聴講学生)

第45条の2 他の大学等に在学中の学生で、本校所定の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 第1項の科目を履修した場合は、単位を認定する。
- 3 特別聴講学生の取扱いについては、別に定める。

第11章 専攻科

(設置)

第46条 本校に、専攻科を置く。

(目的)

第47条 専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門的知識及び技術を教授研究し、もって広く産業の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

(専攻、入学定員及び収容定員)

第48条 専攻、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専攻	入学定員	収容定員
生産システム工学専攻	12人	24人
物質工学専攻	4人	8人
経営情報工学専攻	4人	8人

(修業年限及び在学期間)

第49条 専攻科の修業年限は、2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

(入学資格)

第50条 専攻科に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの
- (4) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修すること

により当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者

(6) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(7) その他専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力がある
と認めた者

（入学者の選抜及び入学許可）

第51条 校長は、専攻科の入学志願者について、別に定めるところにより、選抜の上、入学を許可する。

（教育課程）

第52条 専攻科の授業科目及びその単位数は、一般科目及び専門基礎科目については、別表第3、専門科目については別表第4のとおりとする。

（休学期間）

第53条 専攻科学生 of 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

2 休学期間は、第49条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

（修了）

第54条 専攻科に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、62単位以上を修得した者については、修了を認定する。

2 校長は、修了を認定した者に対し、所定の修了証書を授与する。

3 第1項に規定する単位の修得方法については、別に定める。

（準用規定）

第55条 専攻科学生については、第3条から第6条まで、第13条、第14条の2第1項から第3項、第14条の4第1項及び第4項、第20条、第22条、第24条から第26条まで、第29条から第41条までの規定を準用する。この場合第40条第2号中「第23条」とあるのは、「第53条」と読み替えるものとする。

（その他）

第56条 本章に定めるもののほか、専攻科に関する必要な事項は、別に定める。

第12章 公開講座

（公開講座）

第57条 本校に、公開講座を開設することがある。

- 2 公開講座についての必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則（昭和38年1月23日）

この学則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年4月2日）

この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年3月7日）

- 1 この学則は、昭和44年3月7日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。
- 2 第12条の規定は、昭和43年度の入学者から適用し、第38条第2項の規定は、昭和44年度の入学者から適用する。

附 則（昭和47年6月1日）

- 1 この学則は、昭和47年6月1日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。
- 2 この学則の適用の際、現に在学する者に係る授業料の額は、第29条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の適用の日以後において、転学、編入学、又は再入学をした者に係る授業料の額は、第29条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 昭和47年度において入学した者が納付すべき同年度に係る授業料の額は、第29条の規定にかかわらず前期4,800円、後期9,600円を合せた額とし、当該前期又は後期の額を前期又は後期において納付するものとする。
- 5 前項の規定が適用される者について第30条を適用する場合においては、昭和47年度に限り、同条中「授業料の年額の12分の1」とあるのは、「当該前期又は後期において納付すべき授業料の額の6分の1」とする。
- 6 第4項の規定が適用される者について、第31条の規定を適用する場合においては、昭和47年度に限り、同条中「授業料の年額の2分の1に相当する額」とあるのは、「前期において納付すべき授業料の額」とする。
- 7 昭和47年度における入学を許可される者に係る入学料の額は、第28条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 8 昭和47年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、第27条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和50年4月1日）

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年4月1日）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、第22条に規定する休学期間については、この学則施行日前の期間は算入しない。

附 則（昭和51年4月1日）

- 1 この学則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 この学則適用の際現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の学則第30条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則適用の日以後において、転学、編入学は再入学をした者に係る授業料の額は、改正後の学則第30条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 昭和51年度において入学した者から徴収する同年度に係る授業料の額は、改正後の学則第30条第1項の規定にかかわらず、次に定める前期及び後期の額を合わせた額とし、当該前期又は後期の額をそれぞれの期において徴収するものとする。

前期	9,600円
後期	21,600円
- 5 昭和51年入学者について学則第31条の規定を適用する場合においては、昭和51年度に限り、同条中「授業料の年額の12分の1」とあるのは「当該前期又は後期において徴収する授業料の額の6分の1」とする。
- 6 第4項の規定が適用される者について学則第32条の規定を適用する場合においては、昭和51年度に限り、同条中「授業料の年額の2分の1に相当する額」とあるのは、「前期において徴収する授業料の額」とする。

附 則（昭和52年3月8日）

- 1 この学則は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、改正後の第13条の規定は、昭和52年4月1日以降第1学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。
- 2 前項の規定により、改正後の第13条の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附 則（昭和52年7月8日）

- 1 この学則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 昭和52年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、改正後の第

28条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

- 3 昭和52年度において入学を許可される者に係る入学料の額は改正後の第29条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（昭和53年4月1日）

- 1 この学則は，昭和53年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際，現に在学する者に係る授業料の額は，改正後の第30条の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 この学則施行の日以後において，転学，編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は，改正後の第30条の規定にかかわらず，当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則（昭和54年3月2日）

この学則は，昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年6月4日）

この学則は，昭和54年6月4日から施行し，昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年12月18日）

この学則は，昭和54年12月25日から施行する。

附 則（昭和55年3月22日）

この学則は，昭和55年4月1日から施行する。ただし，改正後の第13条の規定は，昭和55年4月1日以降第1学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。

附 則（昭和57年1月28日）

この学則は，昭和57年4月1日から施行する。ただし，改正後の第13条の規定は，昭和57年4月1日以降第1学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。

附 則（昭和61年3月11日）

この学則は，昭和61年4月1日から施行する。ただし，改正後の第13条の規定は，昭和61年4月1日以降第1学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。

附 則（昭和62年3月2日）

この学則は，昭和62年3月2日から施行する。

附 則（昭和63年1月5日）

この学則は，昭和63年1月5日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日）

- 1 この学則は，昭和63年4月1日から施行する。

- 2 昭和63年3月31日において、現存する機械工学科の2学級については、改正後の第7条の規定にかかわらず昭和62年度以前に当該学科に入学した者が、その学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成元年4月1日）

- 1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 平成元年3月31日に在学する者の別表第1及び別表第2の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成元年9月1日）

この学則は、平成元年9月5日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 第40条第2項の規定は、平成2年度は適用しない。
- 3 工業化学科は、改正後の第7条の規定にかかわらず、平成2年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の学則第13条別表第1及び第2については、平成2年4月1日以降の入学者から適用し、平成2年4月1日に2学年以上に在学する者の教育課程は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成3年3月6日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 第40条第2項の規定は、平成3年度は適用しない。

附 則

この学則は、平成3年7月9日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成3年度以前に入学し、平成4年4月1日以後引き続き在学する者については、改正後の学則第13条第1項の規定については、なお従前の例による。
- 3 第40条第2項の規定は、平成4年度は適用しない。

附 則

この学則は、平成4年12月8日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 第40条第2項の規定は、平成5年度は適用しない。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行し、平成6年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、5学年に在学する者の教育課程は、改正後の学則第13条別表第1（経営情報学科以外の学科）にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則施行の際、3～5学年に在学する者の教育課程は、改正後の学則第13条別表第2（電気工学科）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、2～5学年に在学する者及び経営情報学科2～4学年に在学する者の教育課程は、改正後の学則第13条別表第2にかかわらず、なお、従前の例による。ただし、経営情報学科2～4学年に在学する者の卒業研究の単位数は、8単位を12単位に読み替えるものとする。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、2～5学年に在学する者及び経営情報学科2～4学年に在学する者の教育課程は、改正後の学則第13条別表第2にかかわらず、なお、従前の例による。ただし、経営情報学科2～4学年に在学する者の卒業研究の単位数は、8単位を12単位に読み替えるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際経営情報学科4～5学年に在学する者の「専門科目の学年別

授業科目及び単位数」については、改正後の学則第13条別表第2にかかわらず、従前の表に選択科目として「校外実習」（単位数1，4年及び5年配当（いずれか1回選択可能），自由選択，夏季休業中実施）を加えたものを適用する。

- 3 改正後の第51条別表第3については、平成11年度専攻科入学者から適用し、平成10年度以前の専攻科入学者の一般科目及び専門基礎科目（各専攻共通）は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、機械工学科以外の2～5学年に在学する者の教育課程は、改正後の学則第13条第1項別表第2にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則施行の際、機械工学科2～5学年に在学する者の教育課程は、改正後の学則第13条第1項別表第2にかかわらず、従前の表に選択科目として「人工知能」（単位数1，5年配当）を加えたものを適用する。

附 則

この学則は、平成12年11月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、機械工学科第5学年に在学する者の教育課程は、改正後の学則第13条別表第2にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則施行の際、改正後の学則第17条、第34条、第39条及び第51条については、平成15年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。なお、平成16年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、経営情報学科2～5学年に在学する者の教育課程は、改正

後の学則第13条別表第2にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

この学則は，平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は，平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は，平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日以前の専攻科入学者の教育課程は，この学則による改正後の第51条別表第3及び別表第4の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

この学則は，平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は，平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日以前の専攻科入学者の教育課程は，この学則による改正後の第52条別表第3及び別表第4の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

この学則は，平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は，平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日以前の専攻科入学者の教育課程は，この学則による改正後の第52条別表第3及び別表第4の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は，平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日以前の専攻科入学者の教育課程は，この学則による改正後の第52条別表第3及び別表第4の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は，平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日以前の専攻科入学者の教育課程は，この学則による改正後の第52条別表第4の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は，平成26年4月1日から施行する。

- 2 平成26年3月31日以前の専攻科入学者の教育課程は、この学則による改正後の第52条別表第3及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成26年5月13日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 平成26年3月31日以前の専攻科入学者の教育課程は、この学則による改正後の第52条別表第3及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日以前の専攻科入学者の教育課程は、この学則による改正後の第52条別表第3及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日以前の専攻科入学者の教育課程は、この学則による改正後の第52条別表第3及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年1月18日一部改正）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月13日一部改正）

この学則は、平成28年5月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年8月2日一部改正）

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日以前の専攻科入学者の教育課程は、この学則による改正後の第52条別表第3及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年2月7日一部改正）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月1日一部改正）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日以前の専攻科入学者の教育課程は、この学則による改正後の第52条別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年2月6日一部改正）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日以前の専攻科入学者の教育課程は、この学則による改正後の

第52条別表第3及び別表第4の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成31年1月15日一部改正）

この学則は，平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月5日一部改正）

この学則は，平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月12日一部改正）

この学則は，令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月10日一部改正）

この学則は，令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月19日一部改正）

- 1 この学則は，令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日以前の専攻科入学者の教育課程は，この学則による改正後の第52条別表第3及び別表第4の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（令和2年4月14日一部改正）

この学則は，令和2年4月14日から施行し，令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年5月12日一部改正）

この学則は，令和2年5月12日から施行し，令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年6月9日一部改正）

この学則は，令和2年6月9日から施行し，令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年9月8日一部改正）

この学則は，令和2年9月8日から施行し，令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年1月25日一部改正）

この学則は，令和3年1月25日から施行し，令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月8日一部改正）

この学則は，令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月10日一部改正）

この学則は，令和3年8月10日から施行し，令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年4月12日一部改正）

- 1 この学則は，令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日以前の専攻科入学者の教育課程は，この学則による改正後の第52条別表第3及び別表第4の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 1 月 9 日一部改正）

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 7 月 8 日一部改正）

- 1 この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 7 条及び第 7 条の 2 の規定にかかわらず、第 1 条に規定する目的を達成するため、本校に次の学科を置き、当該学科の学級数・目的は次のとおりとする。

学科	学級数	目的
電気工学科	1	電力、電子・制御、情報・通信などの分野の実践的電気技術者を養成する。

- 3 前項に規定する学科は、改正後の第 7 条の規定にかかわらず、令和 8 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者及び令和 10 年 3 月 31 日までに編入学した者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第 7 条の規定にかかわらず、令和 8 年度から令和 11 年度までの電気工学科及び電気システム工学科の収容定員は、次のとおりとする。

学科	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
電気工学科	160 人	120 人	80 人	40 人
電気システム工学科	40 人	80 人	120 人	160 人

- 5 改正後の第 7 条第 3 項から第 5 項の規定については、令和 8 年 4 月 1 日以降の入学者から適用し、令和 8 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者は、なお従前の例による。

別表第1

一般科目の学年別授業科目及び単位数

(機械工学科・電気システム工学科・制御情報工学科・物質工学科・経営情報学科)

(令和8年度以降入学生適用)

授 業 科 目				単位の 区別	単位数	学 年 別 配 当					備 考		
						1年	2年	3年	4年	5年			
必修科目	国語	国語Ⅰ	A	履修	1	1							
		国語Ⅰ	B	履修	1	1							
		国語Ⅰ	C	履修	1	1							
		国語Ⅱ	A	履修	1		1						
		国語Ⅱ	B	履修	1		1						
		国語Ⅱ	C	学修	1		1						
		国語Ⅲ	A	学修	1			1				留学生以外に対して開設	
		国語Ⅲ	B	学修	1			1				留学生以外に対して開設	
	社会	国語Ⅳ	A	学修	1				1				
		公共	A	履修	1	1							
		公共	B	履修	1	1							
		倫理	A	履修	1		1						
		倫理	B	学修	1		1						
		歴史	A	学修	2			2					
		歴史	B	学修	1			1					
		法学	A	学修	2				2			留学生以外に対して開設	
	数学	法学	B	学修	1				1				
		リベラルアーツ	A	学修	1						1		
		基礎数学Ⅰ	A	履修	1	1							
		基礎数学Ⅰ	B	履修	1	1							
		基礎数学Ⅰ	C	履修	1	1							
		基礎数学Ⅰ	D	履修	1	1							
		数学演習	A	学修	1	1							
		基礎数学Ⅱ	A	学修	1	1							
		数学演習	B	学修	1		1						
		線形代数Ⅰ	A	履修	1		1						
		微分積分Ⅰ	A	学修	1		1						
		微分積分Ⅰ	B	履修	1		1						
		微分積分Ⅱ	A	履修	1		1						
		線形代数Ⅱ	A	履修	1			1					
		微分積分Ⅱ	B	学修	1			1					
		理科	微分積分Ⅱ	C	学修	2			2				
	線形代数Ⅱ		A	履修	1			1					
	統計		A	履修	1			1					
	化学Ⅰ		A	履修	1	1							
	化学Ⅱ		B	履修	1	1							
	化学Ⅲ		C	履修	1	1							
	化学Ⅳ		D	学修	1	1							
	物理Ⅰ		A	履修	1		1						
	物理Ⅱ		B	履修	1		1						
	物理Ⅲ		C	履修	1		1						
	物理Ⅳ		D	履修	1		1						
	保健体育		保健体育Ⅰ	A	履修	2	2						
			保健体育Ⅱ	B	履修	2		2					
			保健体育Ⅲ	C	履修	1			1				
			保健体育Ⅳ	D	履修	1				1			
			保健体育Ⅴ	E	履修	1						1	
	外国語	芸術	A	履修	1	1							
		総合英語Ⅰ	A	履修	1	1							
		総合英語Ⅰ	B	履修	1	1							
英語表現Ⅰ		A	履修	1	1								
英語表現Ⅰ		B	履修	1	1								
英語演習Ⅰ		A	学修	1	1								
総合英語Ⅱ		A	履修	1		1							
総合英語Ⅱ		B	履修	1		1							
英語表現Ⅱ		A	履修	1		1							
英語表現Ⅱ		B	履修	1		1							
英語演習Ⅱ		A	履修	1		1							
総合英語Ⅲ		A	履修	1			1						
総合英語Ⅲ		B	履修	1			1						
英語演習Ⅲ		A	学修	1				1					
総合英語Ⅳ		A	学修	1					1				
総合英語Ⅳ		B	学修	1					1				
ジェネリックス	ジェネリックスⅠ	A	履修	1	1								
	ジェネリックスⅡ	A	履修	1		1							
	ジェネリックスⅢ	A	履修	1			1						
	ジェネリックスⅣ	A	履修	1				1					
	日本語	A	履修	2			2				留学生に対して開設		
	日本事情	A	履修	2				2			留学生に対して開設		
	開設単位数計			72	24	22	16	8	2				
	留学生用開設単位数計			72	24	22	16	8	2				
選択科目	外国語	資格英語演習A	A	履修	1				1		いずれか1単位を選択可	3単位以上修得すること	
		イングリッシュ・コミュニケーションA	A	履修	1				1				
		中国語A	A	履修	1				1				
		資格英語演習B	B	履修	1				1				
		イングリッシュ・コミュニケーションB	B	履修	1				1		いずれか1単位を選択可		
		中国語B	B	履修	1				1				
		グローバル・エンジニア概論A	A	履修	1			1			いずれか1単位を選択可		
		グローバル・エンジニア概論B	B	履修	1				1				
	語学・海外研修	語学・海外研修ⅠA	A	履修	1			1					
		語学・海外研修ⅠB	B	履修	1			1					
		語学・海外研修ⅡA	A	履修	3			3					
		語学・海外研修ⅡB	B	履修	3			3					
		外部授業科目			4								
		開設単位数計			20			20					
修得単位数計				3単位以上									
開設単位数合計			92	92									
修得単位数合計				75単位以上									

いずれか1単位を選択可
3単位以上修得すること

いずれか1単位を選択可

いずれか1単位を選択可

別表第2

専門科目の学年別授業科目及び単位数

(機械工学科)

(令和8年度以降入学生適用)

授 業 科 目		単位の 区別	単位数	学 年 別 配 当					備 考
				1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	情報 I	学修	1	1					
	工作・電子実習 I	履修	3	3					
	設計製図・CAD I	履修	2	2					
	リサーチワークシヨップ	履修	2	2					
	機械工作法 I	学修	2		2				
	情報 II	学修	2		2				
	工作・電子実習 II	履修	3		3				
	設計製図・CAD II	履修	1		1				
	プロジェクト学習 I	履修	2		2				
	機構学 I	学修	1			1			
	工業力学 I	履修	2			2			
	材料力学 I	履修	2			2			
	応用物理 I	履修	1			1			
	応用物理 II	履修	1			1			
	機械工作法 II	学修	2			2			
	情報 III	学修	1			1			
	工作・電子実習 III	履修	3			3			
	設計製図・CAD III	履修	3			3			
	プロジェクト学習 II	履修	2			2			
	微分方程式	学修	1				1		
	応用数学	学修	1				1		
	材料学 I	履修	2				2		
	計測工学 A	履修	1				1		
	計測工学 B	学修	1				1		
	熱力学	学修	2				2		
	水力学 A	履修	1				1		
	水力学 B	履修	1				1		
	設計法 I	学修	1				1		
	機構学 II	学修	1				1		
	工業力学 II	学修	2				2		
	材料力学 II	学修	2				2		
	応用物理 III	学修	2				2		
	工学実験	履修	2				2		
	設計製図・CAD IV	履修	3				3		
	材料学 II	学修	1					1	
	自動制御	履修	1					1	
	伝熱工学 A	学修	1					1	
	振動工学	学修	1					1	
	流体工学	学修	1					1	
	工業英語	学修	1					1	
	設計法 II	学修	2					2	
	機械エンジニアリングデザイン	履修	2					2	
	卒業研究	履修	11					11	
必修科目 機械工学 必修	応用工学実験 I	履修	5				5		
	応用工学実験 II	履修	4					4	
必修科目 知能機械 システム必修	メカトロニクス応用	学修	1				1		
	プログラミング応用	履修	2				2		
	知能情報工学	履修	2				2		
	知能機械システム演習	履修	4					4	
修得単位数計			89	8	10	18	28	25	
選択科目	機械製造業概論	履修	1				1		
	伝熱工学 B	学修	1					1	
	トライボロジ	学修	1					1	
	基礎材料強度学	学修	1					1	
	地域教育 I	履修	1		1				
	地域教育 II	履修	1			1			
	地域教育 III	履修	1				1		
	校外実習 I	履修	1				1		校外実習 I・II どちらか1科目のみ選択可
	校外実習 II	履修	3				3		
	外部授業科目		4					4	
開設単位数合計			15	15					
修得単位数合計				3単位以上					
開設単位数合計			104	104					
修得単位数合計				92単位以上					

別表第2

専門科目の学年別授業科目及び単位数

(電気システム工学科)

(令和8年度以降入学生適用)

授 業 科 目		単位の 区別	単位数	学 年 別 配 当					備 考
				1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	情報処理解論Ⅰ	履修	1	1					
	電気工学序論A	履修	1	1					
	電気工学序論B	履修	1	1					
	データサイエンス基礎	履修	1	1					
	電気工学基礎A	履修	1	1					
	電気工学基礎B	履修	1	1					
	リサーチワークシヨップ	履修	2	2					
	電気磁気学ⅠA	履修	1		1				
	電気磁気学ⅠB	履修	1		1				
	電気回路ⅠA	履修	1		1				
	電気回路ⅠB	履修	1		1				
	電気工学実験実習ⅠA	履修	1		1				
	電気工学実験実習ⅠB	履修	1		1				
	電気数学	履修	1		1				
	情報処理解論Ⅱ	履修	1		1				
	プロジェクト学習Ⅰ	履修	2		2				
	応用物理Ⅰ	履修	1			1			
	応用物理Ⅱ	履修	1			1			
	情報処理解論Ⅲ	履修	1			1			
	電気磁気学Ⅱ	履修	1			1			
	電気回路ⅡA	履修	1			1			
	電気回路ⅡB	履修	1			1			
	電気回路ⅡC	履修	1			1			
	電子工学A	履修	1			1			
	電子工学B	履修	1			1			
	電気計測Ⅰ	履修	1			1			
	電気計測Ⅱ	履修	1			1			
	電気工学実験実習ⅡA	履修	1			1			
	電気工学実験実習ⅡB	履修	1			1			
	電気工学実験実習ⅡC	履修	1			1			
	ディジタル回路	学修	2			2			
	プロジェクト学習Ⅱ	履修	2			2			
	微分方程式	履修	1				1		
	応用数学	学修	1				1		
	応用物理Ⅲ	学修	2				2		
	電気工学実験実習ⅢA	履修	1				1		
	電気工学実験実習ⅢB	履修	1				1		
	電気工学実験実習ⅢC	履修	1				1		
	工学実習	履修	6				6		
	電気機器Ⅰ	学修	2				2		
	電気機器Ⅱ	学修	2				2		
	電子回路Ⅰ	学修	2				2		
	電気磁気学Ⅲ	学修	2				2		
	通信工学Ⅰ	学修	2				2		
	制御工学Ⅰ	履修	1				1		
	発変電工学	学修	2				2		
	AⅠ基礎	履修	1				1		
	情報PBⅠ	履修	1				1		
	制御工学Ⅱ	学修	2					2	
	電気材料	学修	2					2	
	通信工学Ⅱ	学修	1					1	
	パワーエレクトロニクス	学修	1					1	
	生産システム工学	学修	1					1	
	電気法規	学修	1					1	
	送配電工学	学修	2					2	
	電気製図	学修	2					2	
	電気工学実験実習Ⅳ	履修	2					2	
	AⅠ演習	履修	1					1	
	卒業研究	履修	11					11	
	修得単位数計		90	8	10	18	28	26	
選択科目	電子回路Ⅱ	履修	1					1	
	ブラマ工学	履修	1					1	
	光エレクトロニクス	履修	1					1	
	科学技術英語	履修	1					1	
	地域教育Ⅰ	履修	1		1				
	地域教育Ⅱ	履修	1			1			
	地域教育Ⅲ	履修	1				1		
	校外実習Ⅰ	履修	1				1		校外実習Ⅰ・Ⅱ どちらか1科目のみ選択可
	校外実習Ⅱ	履修	3				3		
	外部授業科目		4					4	
開設単位数合計			15	15					
修得単位数合計				2単位以上					
開設単位数合計			105	105					
修得単位数合計				92単位以上					

別表第2

専門科目の学年別授業科目及び単位数

(制御情報工学科)

(令和8年度以降入学生適用)

授 業 科 目		単位の 区 別	単位数	学 年 別 配 当					備 考
				1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	情報リテラシーⅠ	履修	1	1					
	制御情報工学実習Ⅰ	履修	3	3					
	制御セミナ－	学修	1	1					
	プログラミングⅠ	履修	1	1					
	リサーチワークシヨップ	履修	2	2					
	情報リテラシーⅡ	履修	1		1				
	プログラミングⅡ	履修	3		3				
	電気電子基礎	履修	1		1				
	制御情報工学実習Ⅱ	履修	3		3				
	プロジェクト学習Ⅰ	履修	2		2				
	応用物理Ⅰ	履修	1			1			
	応用物理Ⅱ	履修	1			1			
	データ構造とアルゴリズムA	履修	1			1			
	データ構造とアルゴリズムB	履修	1			1			
	離散数学A	履修	1			1			
	離散数学B	履修	1			1			
	電気電子回路Ⅰ	履修	1			1			
	制御情報工学実習Ⅲ	履修	3			3			
	電子工学	学修	2			2			
	ハードウェア・アーキテクチャⅠ	履修	1			1			
	ソフトウェア・アーキテクチャⅠ	履修	1			1			
	プログラミングⅢ	履修	1			1			
	データサイエンス	履修	1			1			
	プロジェクト学習Ⅱ	履修	2			2			
	応用物理Ⅲ	学修	2				2		
	応用数学	学修	1				1		
	微分方程式	履修	1				1		
	電気電子回路Ⅱ	履修	1				1		
	制御工学ⅠA	履修	1				1		
	制御工学ⅠB	履修	1				1		
	数値計算	学修	2				2		
	機械学習	履修	1				1		
	システム開発演習	履修	1				1		
	計測工学	学修	1				1		
	卒業研究Ⅰ	履修	3				3		
	卒業研究Ⅱ	履修	3				3		
	論理回路A	履修	1				1		
	論理回路B	履修	1				1		
	ハードウェア・アーキテクチャⅡ	学修	2				2		
	メカトロニクス	履修	1				1		
	電磁気学	学修	2				2		
	ソフトウェア・アーキテクチャⅡ	学修	2				2		
	卒業研究Ⅲ	履修	14					14	
	情報理論	学修	2					2	
	制御工学Ⅱ	学修	2					2	
	ネットワーク	学修	2					2	
	音声処理	学修	2					2	
	システム設計	学修	2					2	
	工学実験	履修	3					3	
	修得単位数計		90	8	10	18	27	27	
選択科目	制御数	学修	1					1	
	システム検証	学修	1					1	
	知能情報論	学修	1					1	
	生体情報処理	学修	1					1	
	地域教育Ⅰ	履修	1		1				
	地域教育Ⅱ	履修	1			1			
	地域教育Ⅲ	履修	1				1		
	校外実習Ⅰ	履修	1				1		校外実習Ⅰ・Ⅱ どちらか1科目のみ選択可
	校外実習Ⅱ	履修	3				3		
	外部授業科目		4					4	
	開設単位数合計		15	15					
	修得単位数合計			2単位以上					
開設単位数合計			105	105					
修得単位数合計				92単位以上					

別表第2

専門科目の学年別授業科目及び単位数

(物質工学科)

(令和8年度以降入学生適用)

授 業 科 目		単位の 区 別	単位数	学 年 別 配 当					備 考
				1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	物質工学総論	履修	1	1					
	基礎生物Ⅰ	履修	1	1					
	情報処理解Ⅰ	履修	1	1					
	情報処理解Ⅱ	履修	1	1					
	基礎物質工学実験	履修	4	4					
	分析化学Ⅰ	履修	1		1				
	無機化学Ⅰ	履修	1		1				
	有機化学Ⅰ	履修	1		1				
	基礎生物Ⅱ	履修	1		1				
	無機・分析化学実験	履修	4		4				
	ブロジェクト学習Ⅰ	履修	2		2				
	応用物理Ⅰ	履修	1			1			
	応用物理Ⅱ	履修	1			1			
	情報処理解Ⅲ	履修	1			1			
	分析化学Ⅱ	履修	1			1			
	無機化学Ⅱ	履修	1			1			
	有機化学Ⅱ	学修	2			2			
	生物化学Ⅰ	履修	1			1			
	生物化学Ⅱ	学修	2			2			
	基礎微生物学	履修	1			1			
	物理化学Ⅰ	履修	1			1			
	有機化学実験	履修	2			2			
	微生物・生化学実験	履修	2			2			
	データサイエンス工学	学修	2				2		
	分析化学Ⅲ	学修	2				2		
	物理化学Ⅱ	履修	1				1		
	有機化学Ⅲ	学修	2				2		
	物理化学Ⅲ	学修	2				2		
	化学工学Ⅰ	学修	2				2		
	化学工学Ⅱ	学修	2				2		
	モノづくり実習	履修	1				1		
	化学工学・物理化学実験	履修	3				3		
	物質工学ゼミ	学修	2				2		
	卒業研究Ⅰ	履修	7				7		
	物理化学Ⅳ	学修	2					2	
	化学工学Ⅲ	学修	2					2	
	物質工学実験	履修	4					4	
	卒業研究Ⅱ	履修	13					13	
化学・生物必修	高分子化学	学修	2				2		
	分子生物学	学修	2				2		
	化学・生物演習Ⅰ	学修	2				2		
	無機材料化学	学修	2					2	
データサイエンス必修	化学・生物演習Ⅱ	履修	1					1	
	アルゴリズム	学修	2				2		
	AI・データサイエンス基礎	学修	2				2		
	AI・データサイエンス実践Ⅰ	学修	2				2		
	AI・データサイエンス実践Ⅱ	学修	2					2	
	データサイエンス演習	履修	1					1	
修得単位数計			90	8	10	16	32	24	
選択科目	環境工学	学修	2					2	
	量子化学	学修	2					2	
	ブロジェクト学習Ⅱ	履修	2			2			
	地域教育Ⅰ	履修	1		1				
	地域教育Ⅱ	履修	1			1			
	地域教育Ⅲ	履修	1				1		
	校外実習Ⅰ	履修	1				1		校外実習Ⅰ・Ⅱ どちらか1科目のみ選択可
	校外実習Ⅱ	履修	3				3		
	外部授業科目		4				4		
開設単位数合計			17	17					
修得単位数合計				2単位以上					
開設単位数合計			107	107					
修得単位数合計				92単位以上					

別表第2

専門科目の学年別授業科目及び単位数

(経営情報学科)

(令和8年度以降入学生適用)

授 業 科 目		単位の 区 別	単位数	学 年 別 配 当					備 考
				1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	簿 記 論 I	履修	1	1					
	簿 記 論 II	履修	1	1					
	経 営 情 報 学 概 論	履修	1	1					
	情 報 リ テ ラ シ ー I	履修	1	1					
	情 報 リ テ ラ シ ー II	学修	2	2					
	リ サ ー チ ワ ー ク シ ョ ッ プ	履修	2	2					
	プ ロ グ ラ ミ ン グ I	履修	4		4				
	原 価 計 算 論 I	履修	1		1				
	原 価 計 算 論 II	履修	1		1				
	基 礎 経 営 学	学修	2		2				
	プ ロ ジ ェ ク ト 学 習 I	履修	2		2				
	プ ロ グ ラ ミ ン グ II	履修	4			4			
	経 営 管 理 論	履修	1			1			
	経 営 情 報 論	履修	1			1			
	情 報 シ ス テ ム 論 I	履修	1			1			
	情 報 シ ス テ ム 論 II	学修	2			2			
	デ ー タ サ イ エ ン ス	履修	1			1			
	経 営 統 計 学	学修	2			2			
	財 務 会 計 論 I	履修	1			1			
	財 務 会 計 論 II	学修	2			2			
	デ ー タ ベ ー ス 論	学修	2			2			
	プ ロ ジ ェ ク ト 学 習 II	履修	2			2			
	卒 業 研 究 I	履修	10				10		
	デ ー タ サ イ エ ン ス 演 習 I	履修	2				2		
	オ ペ レ ー シ ョ ン ズ ・ リ サ ー チ	学修	2				2		
	微 分 方 程 式	履修	1				1		
	人 的 資 源 管 理 学	学修	1				1		
	経 営 組 織 論	学修	1				1		
	経 営 戦 略 論	学修	1				1		
	プ ロ グ ラ ミ ン グ III	履修	1				1		
	多 変 量 解 析	学修	2				2		
	経 済 学 I	学修	2				2		
	ビ ジ ネ ス 法	履修	1				1		
	経 営 財 務 論	学修	2				2		
	ビ ジ ネ ス デ ザ イ ン	履修	1				1		
	卒 業 研 究 II	履修	14					14	
	経 済 学 II	学修	2					2	
	デ ー タ サ イ エ ン ス 演 習 II	履修	2					2	
	M O T 概 論	学修	2					2	
	品 質 管 理 学	学修	1					1	
	生 産 管 理 論	学修	1					1	
	情 報 ネ ッ ト ワ ー ク	学修	1					1	
	マ ー ケ テ ィ ン グ 論	履修	1					1	
	国 際 経 営 論	学修	2					2	
	修 得 単 位 数 計		90	8	10	19	27	26	
選択科目	国 際 関 係 論	学修	1				1		
	情 報 シ ス テ ム 論 III	履修	1				1		
	ベンチャ－企業論	学修	1					1	
	ライフプランニング	履修	1					1	
	地 域 教 育 I	履修	1		1				
	地 域 教 育 II	履修	1			1			
	地 域 教 育 III	履修	1				1		
	校 外 実 習 I	履修	1				1		校外実習 I・II どちらか1科目のみ選択可
	校 外 実 習 II	履修	3				3		
	外 部 授 業 科 目		4					4	
	開 設 単 位 数 合 計		15	15					
	修 得 単 位 数 合 計		2単位以上						
開 設 単 位 数 合 計			105	105					
修 得 単 位 数 合 計			92単位以上						